

熊取町契約関係暴力団排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、暴力団排除条例（平成24年条例第26号。以下「条例」という。）第7条から第9条までの規定に基づき、町が締結する公共工事等及び売払い等の契約から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語は、条例及び暴力団排除規則（平成24年規則第39号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(入札参加除外措置等)

第3条 町長は、入札の参加者の資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、熊取町契約関係暴力団等対策委員会（以下「委員会」という。）の議を経て同表に定める期間において、当該入札参加資格者を公共工事等及び売払い等から排除する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。

2 前項の規定は、条例第8条第1項第4号に規定する入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下「登録取り下げ者」という。）及び入札参加除外措置を受けた入札参加資格者を構成員とする共同企業体についても適用する。この場合において、登録取り下げ者に係る別表各号の規定の適用については、これらの規定中「入札参加資格者」とあるのは、「登録取り下げ者」とする。

3 町長は、前2項の規定により入札参加除外措置を行った入札参加資格者及び登録取り下げ者（以下「入札参加除外者」という。）から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過した後、入札参加除外措置の解除等の申出があった場合において、当該入札参加除外者が別表に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、委員会の議を経て、当該入札参加除外措置を解除等するものとする。

(1) 別表第1号の措置要件に該当する場合 入札参加除外措置を行った日から2年

(2) 別表第2号から第5号までの措置要件に該当する場合 入札参加除外措置を行った日から1年

4 前項の場合において、町長は、当該申出に係る入札参加除外者が別表に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を、当該入札参加除外者に対して求めることができる。

5 町長は、第1項又は第2項の規定により入札参加除外措置を行ったときは、その事実が別表左欄に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、別表右欄に定める期

間、当該措置を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、所在地、当該措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(注意喚起)

第4条 町長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の議を経て、入札参加資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

(入札参加資格の審査における排除)

第5条 町長は、入札参加資格の審査に際し、入札参加除外措置を受けている者の資格を認めてはならない。

(一般競争入札からの排除)

第6条 町長は、条例第8条第1項第2号の規定により、一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加を認めてはならない。

2 町長は、一般競争入札を行うに際し、入札参加を認めた者が当該入札に係る契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札の参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 町長は、前項の規定により当該入札の参加資格を取り消したとき、又は契約の締結を行わなかったときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

4 前3項の規定は、せり売りを行う場合について準用する。

(指名競争入札からの排除)

第7条 町長は、条例第8条第1項第2号の規定により、指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名してはならない。

2 町長は、指名競争入札を行うに際し、指名を受けた者が当該入札に係る契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、その指名を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 町長は、前項の規定により指名を取り消したとき、又は契約の締結を行わなかったときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第8条 町長は、条例第8条第1項第5号の規定により、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者の所有する土地等を買収する必要がある場合その他の当該契約の性質又は目的により暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を随意契約の相手方とすべきやむを得ない事情があると町長が認める場合は、この限りではない。

(1) 入札参加除外者

(2) 入札参加資格の有無にかかわらず、大阪府泉佐野警察署又は大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報に係る事業者

(下請負等からの排除及び下請契約の解除等)

第9条 町長は、条例第7条の規定により、公共工事等の契約の相手方が前条各号に掲げる者を、下請負人等とすることを許してはならない。

2 町長は、公共工事等において前条各号に掲げる者を下請負人等としていると認めるときは、当該公共工事等の契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、当該契約の相手方が当該下請負人等と契約の解除の求めを拒否した場合には、当該契約の相手方との当該公共工事等の契約を解除するものとする。

3 第6条から前条までの規定は、入札参加除外者を構成員とする共同企業体についても適用する。

(契約の解除)

第10条 町長は、条例第8条第1項第6号又は第7号の規定による契約解除ができるよう、公共工事等及び売払い等の契約締結に当たって当該契約書に暴力団の排除に関する条項（以下「暴力団排除条項」という。）を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団排除条項を盛り込むよう指導するものとする。

(誓約書の徴収等)

第11条 町長は、次に掲げる者に対し、条例第8条第2項の規定により、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（以下「誓約書」という。）を提出するよう求めるものとする。

(1) 公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）
(第3号に掲げる者であって誓約書を提出したものを除く。)

(2) 条例第7条第1号及び第2号に規定する下請負人等

(3) 本町の入札参加資格審査の申請を行う者

2 町長は、前項に規定する誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第3条の規定により入札参加除外措置を行う場合を除く。）は、委員会の議を経て、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間、当該誓約書違反者の商号又は名称、代表者の氏名、所在地、違反の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(1) 暴力団員又は規則第3条第1項第5号に掲げる者のうちに暴力団員のある事業者該当すると認められる場合 当該認定をした日から2年

(2) 規則第3条第1項第1号から第6号までに掲げる者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合 当該認定をした日から1年

3 町長は、契約相手方が第1項に規定する誓約書を提出しないときは、その契約相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。また、当該誓約書を提出しなかった入札参加資格者に対し、熊取町入札参加停止要綱に基づき入札参加停止等の措置を行うものとする。

4 町長は、入札参加資格審査の申請を行う者が誓約書を提出しないときは、当該

審査申請を受け付けてはならない。

(協力要請)

第12条 町長は、第3条の規定により入札参加除外措置等を行ったときは、熊取町の公の施設の管理運営を委託している指定管理者に対して、その所管部長を通じて、同様の措置を行うよう求めるものとする。

(不当介入に対する措置)

第13条 町長は、契約相手方又は下請負人等から条例第9条第2項の規定による報告を受けた場合は、契約相手方又は下請負人等に対し、不当介入を受けた旨の警察への届出を指導するものとする。

2 町長は、契約相手方又は下請負人等が不当介入を受け、公共工事等及び売払い等の履行遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

(関係機関との連携)

第14条 町長は、この要綱の運用に当たっては、警察等捜査機関との密接な連携のもと行うものとする。

(入札参加除外措置の通知)

第15条 町長は、第3条第1項若しくは第2項の規定による入札参加除外措置、同条第3項の規定による入札参加除外措置の解除、第4条の規定による注意喚起措置又は第11条第2項の規定による誓約書違反の公表を決定したときは、遅滞なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。

(委員会の設置)

第16条 町長は、第3条第1項若しくは第2項の規定による入札参加除外措置、同条第3項の規定による入札参加除外措置の解除、第4条の規定による注意喚起措置及び第11条第2項の規定による誓約書違反の公表に関する審議を行うため委員会を設置する。

2 委員会は、熊取町建設工事等業者選定委員会要綱第3条に規定する委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

5 委員会は、必要のつど委員長が招集する。

6 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

7 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

8 委員長は、必要がある認めるときは、警察等捜査機関の出席を求め意見を聴くことができる。

9 委員会の庶務は、入札契約担当課が行う。

10 前各号に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定

める。

(その他)

第17条 この要綱に定めのない事項については、委員会の議を経て町長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

措置要件	期間
<p>1 個人である入札参加資格者及び法人である入札参加資格者の役員等（規則第3条第5号アからエまでに掲げる者をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2年を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>2 入札参加資格者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p>	
<p>3 入札参加資格者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p>	
<p>4 入札参加資格者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>5 入札参加資格者及びその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。</p>	